

令和4年度 第2回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和4年 5月25日（水）			
開 催 場 所	保健センターホール			
開 催 日 時	令和4年	5月25日	午後	1時 30分 開 会
	令和4年	5月25日	午後	2時 16分 閉 会
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠席委員番号				
議事録署名委員	2 番	平安山 良也	4 番	大竹 恭弘

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和4年度 第2回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、2 番 平安山 良也（へんざん よしや）委員、4 番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員を指名します。
議 長 （日程第 2）	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 （日程第 3）	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて
議 長 （日程第 4）	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 8 号 農地法第 3 条許可の合意解約について 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 10 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第 8 号から第 11 号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが 1 件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 34 分

	再開	午後 1 時 4 2 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 8 号「農地法第 3 条許可の合意解約について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。	
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 8 号「農地法第 3 条許可の合意解約について」を説明いたします。 お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 8 号「農地法第 3 条許可の合意解約について」の内容を説明) 以上です。	
議 長	ただ今、説明がありました議案第 8 号「農地法第 3 条許可の合意解約について」質疑はございませんか。	
委 員	今回の内容は議案に上げる必要はないと思います。諸般の報告でいいと思います。どういう決議が正しいか確認して次回からお願いします。	
事 務 局	確認します。	
議 長	議案第 8 号「農地法第 3 条許可の合意解約について」異議はございませんか。	
	(異議なしの声あり)	
議 長	議案第 8 号「農地法第 3 条許可の合意解約について」異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 ただ今より、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。	
事 務 局	それでは私のほうから議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明いたします。	

		お手元の資料 2ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、3ページから6ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番については、農地法3条で農地1,482㎡を所有権移転し、基盤強化促進法で農地3,753㎡の利用権設定を同時に行い、計5,235㎡の農地を耕作する新規就農者で、令和4年5月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。
議	長	続きまして、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番については、農地法3条で農地3,629.91㎡を所有権移転し、基盤強化促進法で農地1,432㎡の利用権設定を同時に行い、計5,124.91㎡の農地を耕作する新規就農者で、令和4年5月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。
委	員	整理番号3番について、売買単価について安いのですが、大丈夫ですか。

事 務 局	県の方にも確認しましたが、坪単価が安いということでは不許可理由にならないということです。固定資産課税額からの計算でこのような値段に設定しているようです。
委 員	整理番号４番について、現況が雑種地とか原野がありますが、これから開墾して農地として使うという確認はしていますか。
事 務 局	申請受付時や面接をして、本人にもその意思を確認して申請受付をしています。
議 長	議案第９号「農地法第３条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第９号「農地法第３条の規定による許可申請について」異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第１０号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。なお、本議案には１番 米須 清和（こめす きよかず）委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。最初に、議案第１０号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係について審議・採決を行います。米須 清和委員は退席をお願いします。 (米須 清和委員退席) 米須 清和委員が退席されましたので、議案第１０号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第１０号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係について説明いたします。お手元の資料７ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ)

		10ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。 譲受人1名、譲渡人1名、所有権移転2筆、合計面積3,231㎡、売買です。詳細についてはお見通し下さい。 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第10号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第10号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第10号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 議事が終了しましたので、米須委員に対する議事参与の制限を解除いたします。 (米須 清和委員 着席) 続きまして、議案第10号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係について審議・採決を行います。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第10号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係について説明いたします。お手元の資料7ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 8ページから9ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が5名、利用権の設定等をする者、貸付人が7名で

	す。 設定筆数は計 24 筆、合計面積 15,380 m²。賃貸借が 16 筆、使用貸借が 8 筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 (議案書に基づいて議案第 10 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係の内容を説明) 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第 10 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 10 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 10 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 11 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 11 号「農地法第 5 条の

[illegible]

